

議案第 1 号 名寄市特定教育・保育施設の利用定員の設定について

子ども・子育て支援法 第 31 条第 2 項

市町村長は、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聞かなければならない

名寄市における特定教育・保育施設 利用定員

平成 27 年度

施設名	利用定員				各施設定員計
	1 号	2 号	3 号		
			0 歳児	1・2 歳児	
名寄大谷認定こども園	120 人	30 人	3 人	27 人	180 人
風連幼稚園	60 人				60 人
風連さくら保育園		13 人	3 人	24 人	40 人
名寄市南保育所		51 人	7 人	32 人	90 人
名寄市西保育所		33 人	6 人	31 人	70 人
名寄市東保育所		23 人	6 人	31 人	60 人
計	180 人	150 人	25 人	145 人	500 人

※H27.3.23 開催 H26 年度第 6 回（延べ 8 回）

名寄市子ども・子育て会議議案から抜粋

平成 28 年度（案）

施設名	利用定員				各施設定員計
	1 号	2 号	3 号		
			0 歳児	1・2 歳児	
名寄大谷認定こども園	120 人	30 人	3 人	27 人	180 人
名寄幼稚園	120 人				120 人
風連幼稚園	60 人				60 人
風連さくら保育園		13 人	3 人	24 人	40 人
名寄市南保育所		51 人	7 人	32 人	90 人
名寄市西保育所		33 人	6 人	31 人	70 人
名寄市東保育所		23 人	6 人	31 人	60 人
計	300 人	150 人	25 人	145 人	620 人